

家族信託編

家族信託_① ～制度比較～

2025.1. 23

小川FP・行政書士事務所

小川 佳宏

家族信託① ～制度比較～

まだ自分は元気なつもりですが、だんだん気力、体力、認知力が衰えてくると何か準備しておくことはありますか。



何か特に気になることとか、悩んでいらっしゃることはありますか。

アパートを持っているのですが自分が管理できなくなったらどうしようとか、ボケて判断ができなくなるんじゃないかなと思います。



そのアパート経営をどうしたいのでしょうか。ご家族に継いでもらいたいのか、ご自分で売却されるおつもりですか。

アパート経営は順調なので生活費や老後のお金にしたいし、いずれ子供が継いでくれればいいなあと思っています。



長男さんはそのお考えをご存知ですか。

家族信託① ～制度比較～

特に明言していったわけではありませんが、アパート収入も安定的にあるし長男もそうしたいと考えていると思います。



なるほど。家族信託でも遺言書でも実現できると思います。ただ、遺言だと例えば長男さんに相続させてから管理していくことになります。家族信託だと名義は長男さんになりますが、ご主人がお元気なうちから管理を委託することもできます。



任意後見制度ではできないのですか。



任意後見制度は例えば長男さんに任意後見人になってもらって管理はできると思いますが、大規模な修繕、増改築、売却などはできない可能性もあります。



何か制度がいろいろあってよくわからないわ。何が問題でどの制度を利用すればいいのか相談できる人いるのかしら。



私のような個人のFPや信託銀行や信託を扱っている地方銀行でも相談に乗ってくれます。一度、相談されることをお勧めします。いろいろな制度を併用することもできますので、トータルで老後の不安を解決することがよいと思います。



本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 高齢者や障害を持つ方の利用できる法的な制度はいくつかあります。お悩み事、解決したい方向を検討してそのご要望にあった制度を選択することが重要です。
- ✓ 遺言書、任意後見契約、法定後見、家族信託、事業承継税制などの制度の違いをよく理解します。専門家に相談することによりその方にあった制度の選択をすることが可能になります。
- ✓ 家族信託や任意後見、遺言書はご本人がお元気な間に準備をしておく必要があります。認知機能がなくなってくると法定後見制度を利用することになります。

高齢者、障がい者の方が利用できる法的制度のイメージ

家族信託と他の制度をよく理解して組み合わせることもできます。



どの制度を選べばいいのですか？

STEP 1

家族がおかれている環境、状況を伺います
(お客さまヒアリング、質問、推測)



STEP 2

将来予想できることを整理します
(情報収集、予測)



STEP 3

家族にとって問題を明らかにします
(困ることになること、確率、程度)



STEP 4

こうきたい理想の状況を明らかにします
(お客さまヒアリングよりゴール・状態・理想設定)



STEP 5

問題解決のための対策をお客さまに提案します
(対策、効果、コスト、副反応)



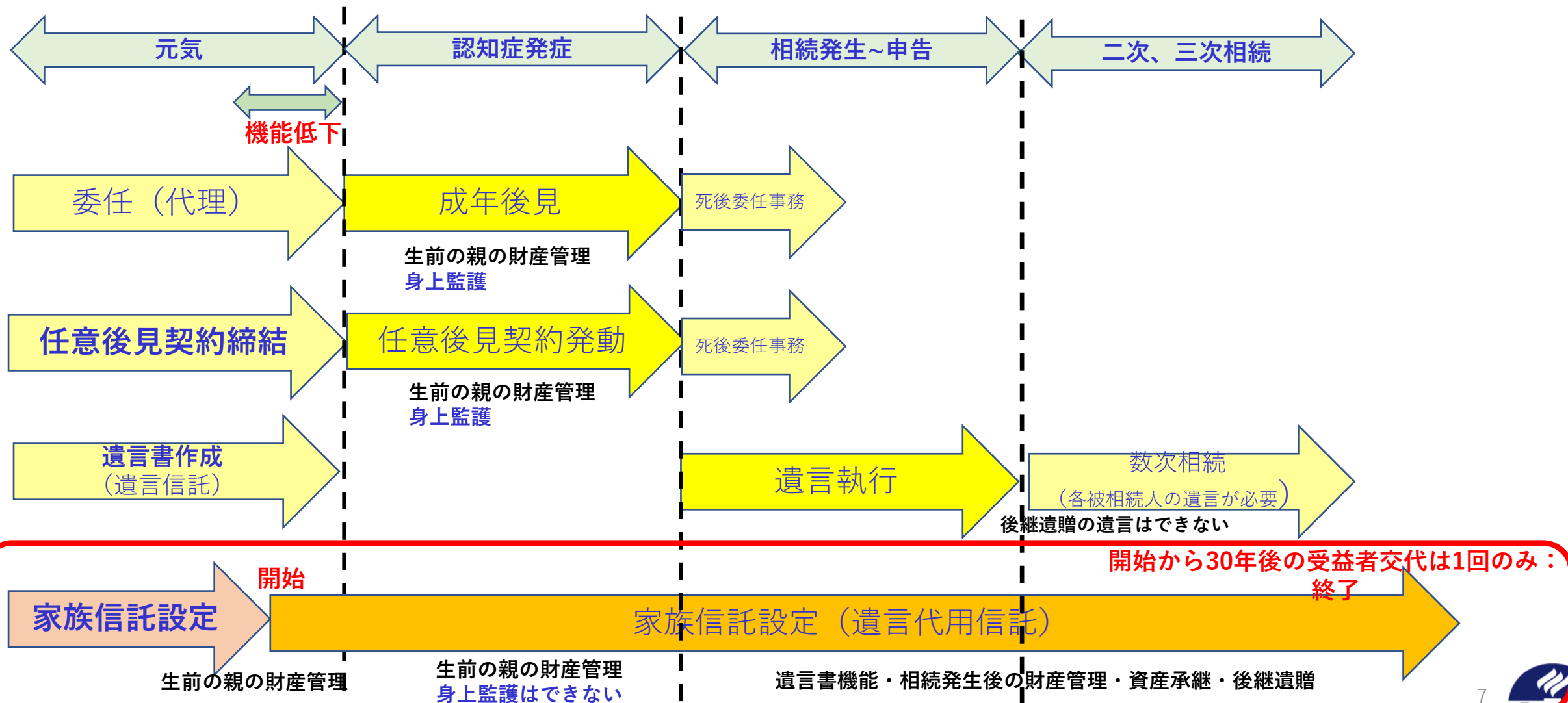
STEP 6

対策を選択し、実行し、支援します。
(手段：家族信託、遺言書、後見制度、委任契約など何が最適か)

手段の前に問題や希望を明らかにすることが大切です

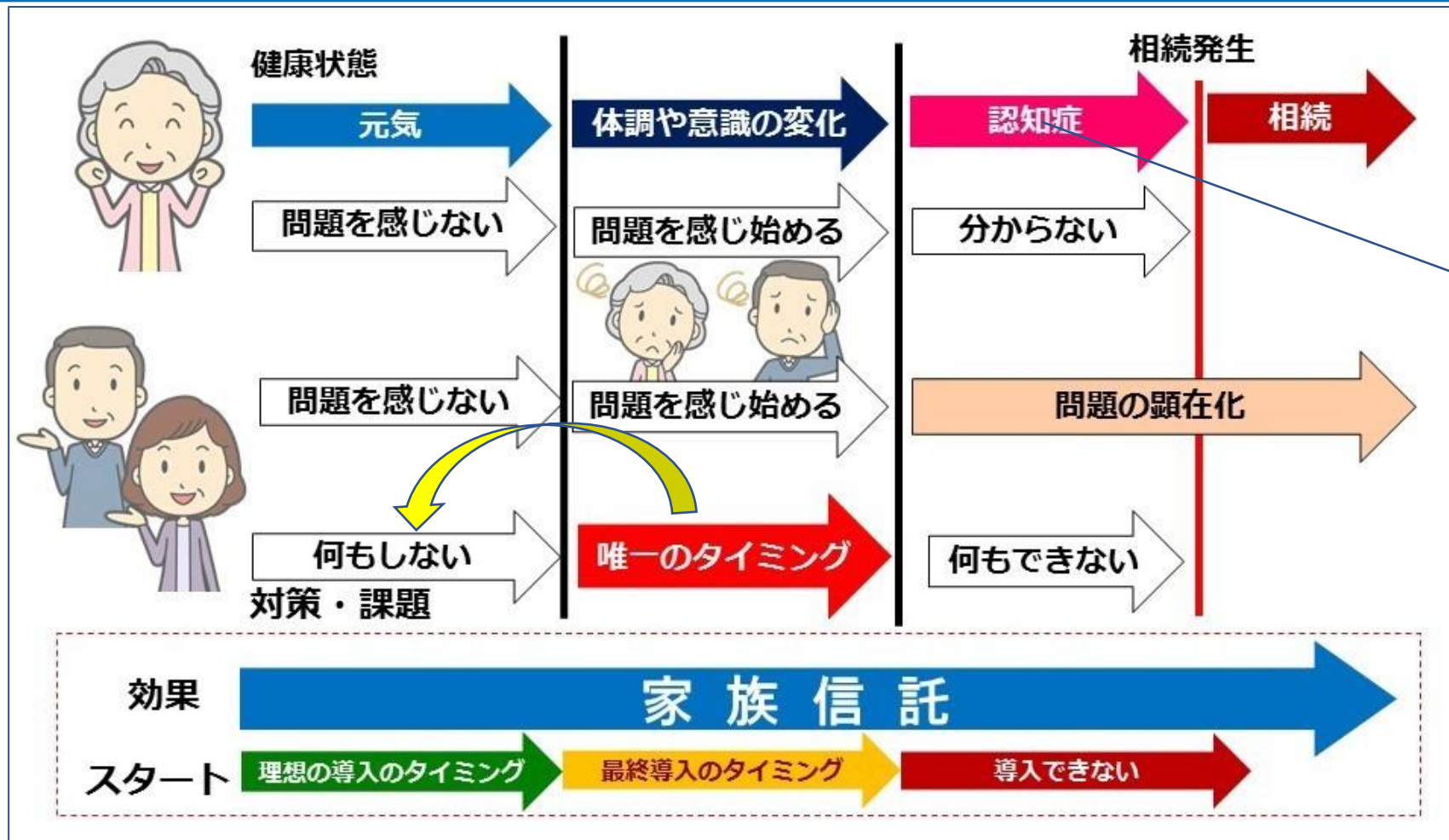
いつから準備をしていつまで効力がありますか？

元気な間に契約の作成：委契約→任意後見契約→遺言執行→死後事務委任の流れと諸制度の併用も有り



家族信託はいつから準備するのですか？

認知症になってからでは遅く元気なうちに対策をすることが必要です。



資産凍結の解除には法定後見しかないですが、何かと使い勝手が悪いため対象者の4%しか利用されていないそうです。

出所：一般社団法人家族信託普及協会

Thinking time !

老後に利用できる法的な制度を元気な間にきちんと理解しておきましょう。

いろいろな制度

- ・ ご自分の、又は親の遺言書について考えたことがありますか。
- ・ ご自分やご家族がもし認知症になったらご自身、又はご家族が困ることはありませんか。それについて何か対策をお考えですか。



家族信託

- ・ 家族信託（民事信託や愛情信託）について聞いたことがありますか。
- ・ 家族信託について知っていることを箇条書きにしてみましょう。

業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

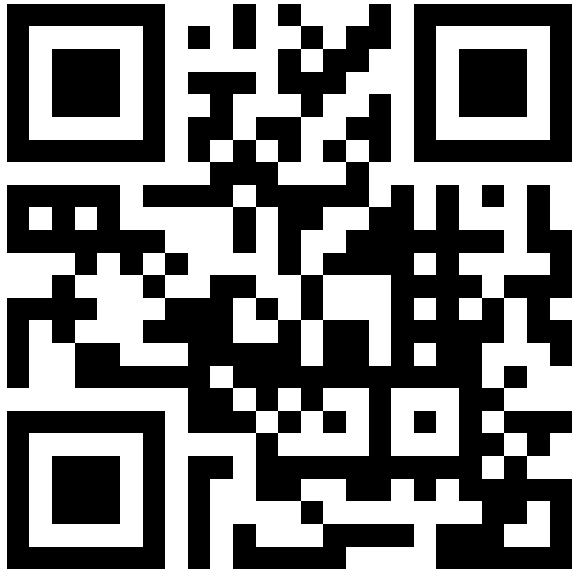
● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー

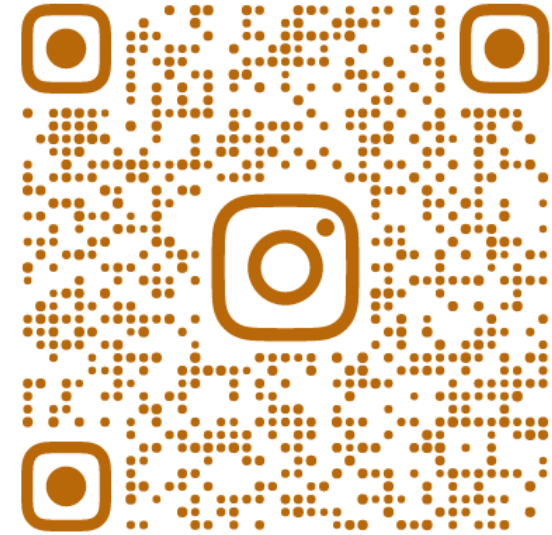
詳細はホームページとインスタをご覧ください

ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

インスタグラム



@FP_YOSHISAN